

翁座を活用したイベント
企画募集要項

令和7年4月
府中市経済観光部 商工観光課

目次

	ページ
翁座活用事業募集概要 -----	1
1 趣旨・目的 -----	2
2 募集案件 -----	3
3 応募資格要件 -----	3
4 応募に当たっての注意事項 -----	4
5 失格事項 -----	8
6 現地見学 -----	8
7 質問の受付・回答 -----	8
8 応募手続 -----	9
9 審査 -----	10
10 使用許可の手続 -----	10
11 予定使用者の決定の取消し -----	10
12 その他 -----	10

翁座活用事業募集概要

1 募集施設

翁座（おきなざ）府中市上下町 2077（1階 416.44 m²）、隣地（192.76 m²）

2 募集内容

- ・ 文化承継や賑わい創出を目的として応募者自らが翁座を活用するイベント、企画
- ・ 令和7年6月1日から令和8年2月16日の間に実施するイベントであること。
- ・ イベント実施日は1日とします（準備、撤収等のため前後日は使用可）。

3 募集期間 令和7年4月7日（月）から令和7年5月12日（月）（郵送必着）

4 採択予定件数 若干数

5 施設の状況等

項目	内容	備考
使用料（貸館料）	無料	チケットの有料販売可※
入館料	200 円/人	実績報告に基づき主催者から市が徴収
収容（客席）人数	150 席程度	決められた座席なし。要事前協議
電気	○	市が負担（既設の物に限る）
水道	○	市が負担（既設の物に限る）
ガス	△	配管、給湯器あり。ガスなし。ボンベ設置等に要する費用は使用者の負担とします。
イス、座布団等	なし	
空調	なし	エアコン、暖房機器なし。
舞台照明	△	一部あり。現地確認をすること
舞台音響	△	一部あり。現地確認をすること
舞台設備	△	回り舞台使用不可。現地確認をすること
トイレ	△	来客用 男性用小便器3、和式大便器2 演者用 男性用小便器1、洋式便器1 イベントによっては不足する可能性あり。仮設トイレの設置は使用者の負担とします。
物品販売※	可	要事前相談。タバコ、酒類等を除く
飲食販売※	可	要事前相談。酒類を除く

※ チケット、物品等の販売による収益に伴う使用料・手数料（マージン等）は徴収しません。

6 応募・問合せ等

提出物 応募申込書（様式3）、誓約書（様式4）、会社（団体）概要（任意様式）

提出先 府中市経済観光部商工観光課（広島県府中市府川町 315）

電話 0847-44-9154 / Mail: kanko@city.fuchu.hiroshima.jp

翁座を活用したイベント企画募集要項

1 目的・施設概要

(1) 目的

本要項は、府中市上下町にある木造芝居小屋「翁座」(おきなざ)を活用した、次世代への文化承継、まちの賑わいづくりなど、新たな翁座の活用方法の実現のため、企画提案を広く募集し、選定するために必要な事項等について定めることを目的としています。

(2) 施設名称及び所在地

ア 名称 翁座(おきなざ)

イ 所在地 広島県府中市上下町上下 2077

ウ 施設概要

翁座は、戦前に建てられた木造芝居小屋としては、中国地方で唯一の現存例で、当時の部材も多く残していることから、文化財的価値も高い施設です。現在は、府中市が所有し、通常時は見学のみを可能とした施設となっています。

和 暦	西 暦	履 歴
大正 14 年	1925 年	棟上げ
昭和 2 年	1927 年	翁座開場 (映画上映も行われる)
昭和 21 年	1946 年	「映画と實演」を掲げる映画館に改装
昭和 35 年	1960 年	閉館。以降は縫製工場などとして利用
平成 6 年	1994 年	テレビ番組の放映を機に映画上映や芝居を再開
平成 12 年	2000 年	国民文化祭の会場となる
平成 30 年	2018 年	建物が市に寄贈され、府中市所有となる
令和 2 年	2020 年	国の登録有形文化財(建造物)となる
令和 6 年	2024 年	中村屋による錦秋歌舞伎特別公演 2024 が上演

エ 構造・面積 木造2階建て瓦葺き。延べ床面積 611.63 m² (1階 416.44 m²)

オ 通常開館日 土曜、日曜、祝日、イベント開催時

カ 来場者数(参考)

令和4年度:2,597人(新型コロナウイルス感染症の影響で減少)

令和5年度:3,900人

キ 入館料 1人あたり200円

(高校生以下無料、障害者・同伴者1名半額、15名以上団体割引160円/人)

2 募集概要

(1) 採択件数

提案のあった事業を審査し、事業を採択します。

(2) 応募件数

1者1件までとします(別団体であっても、代表者が同じ者の場合は、同一の者として扱う場合があります。)

(2) 使用許可

事業を採択された者（以下「使用者」という。）に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項、府中市翁座の設置及び管理に関する条例（令和3年3月18日条例第2号）に基づく翁座使用の許可（以下「使用許可」という。）を行い、「翁座使用許可書」（以下「使用許可書」という。）を交付します。

使用者は、第三者に使用権利を譲渡、販売、移転等することはできません。

(3) 使用許可施設

ア 使用許可対象

- ・ 延べ床面積 611.63 m²のうち1階 416.44 m²（2階の使用はできません。）
- ・ 東側隣地（空地） 192.76 m²

イ 指定用途

建物を汚損・破損するおそれがない又は十分に対策されたイベント

ウ 翁座の外観・内装・図面

「(資料1) 外観・内装写真」参照

(4) 使用許可期間

ア 令和7年6月1日～令和8年2月16日の間に実施するイベントであること。

「(資料2) 応募可能日カレンダー」参照

イ イベントを実施する日を含む連続する3日間を許可の最長日数としますが、イベント実施日は使用期間のうち1日のみとします。

ウ 使用許可期間内で設営及び片付けが行えるよう日程調整を行ってください。

エ 応募時点で具体的な日程が定まらない場合は、希望する時期と使用期間をご記入ください。

オ 採択された事業のイベント実施予定日が重複していた場合、調整させていただく場合があります。

カ 使用許可期間中で、自己都合により使用許可を取消された場合は、次回の募集に応募することはできません。

(5) 使用許可時間

使用時間については9時から16時までの間とします。16時には会場の片付け等を終え、退場できるようイベント時間の設定をお願いします。ただし、機材搬入等でこの時間内での遂行が困難である場合には、事前に本市と協議のうえ、別途承認を受けた時間で行ってください。

(6) 使用料、入館料

ア 施設使用料は無料としますが、イベント終了後、入場者数の報告をお願いします。入場者数に応じた入館料を別途発行する納入通知書により、納入期限までに納入しなければなりません。入場者の報告については「入場者報告書（様式5）」をイベント終了後にご提出ください。報告いただいた事項については、翁座に関する広報及び次回以降の本件公募において公表する場合があります。

イ 使用許可期間前又は期間内に入館料が改正された場合は、改正後の入館料を適用した金額とします。

(7) 経費の負担

企画実施に係る舞台設営費等、必要な全ての費用（必要な各種手続に要する費用を含む。）については、使用者の負担とします。

(8) 会場設営に関する注意事項

会場設営については、舞台等に直接取り付ける（ネジで穴を開けて固定等、建物を傷つける方法）行為は禁止とします。

なお、会場設営開始は、本市の使用許可開始日以降からとなります。

(9) 設備器具等

ア 翁座備付けの設備器具等（楽屋、照明、トイレ等）は、そのまま使用することができます。既存の設備器具等で不足がある場合は、事前に本市へ書面で申し出て承認を得た上で、使用者の責任と費用負担により関係法令等に従って追加の設備を導入・持ち込みしてください。

イ 使用者が設置した設備器具等は、使用期間終了後に使用者の責任と費用負担により関係法令等に従って撤去してください。

ウ 備付け設備器具等に起因して演出等に支障が生じた場合であっても本市は一切の補償等を行いません。

エ 設備器具等は使用許可の範囲内に設置してください。本市より許可を受けたものを除き、使用許可の範囲外に設置することはできません。

オ 翁座には、空調設備はございません。

カ 翁座には、ガス配管及び給湯器はありますが、ガスボンベ等は設置していないため、使用する場合は、別途ガスボンベ等の設置が必要となります。当該費用については、使用者の負担とします。

3 応募資格要件

次の各号に定める資格を全て満たす者が応募することができます。

(1) 本募集要項に沿った使用計画であること

(2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと

(3) 国税及び府中市税（府中市に納税義務がある場合）の未納がないこと

(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による申立てをしていない又はされていない者であること。ただし、同法による再生計画又は更生計画の認可の決定が確定している場合を除く。

(5) 法令等の規定により企画実施について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること

(6) 本件応募時点より過去 3 年以内に行政処分等を受けていないこと

(7) 府中市暴力団排除条例第 2 条第 2 号から 3 号に規定する暴力団員又は暴力団員等に該当すると認められる者でないこと

(8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと

(9) 当局が実施した行政財産の使用許可に係る使用者の公募において、使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってか

- ら2年を経過しない者でないこと
- (10) 採択された場合には、施設賠償保険やレクリエーション保険等保険加入が可能であること

※府中市暴力団排除条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員及び現に広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が行われている者をいう。

4 応募（施設使用）に当たっての注意事項

(1) はり紙、看板等の表示又は掲出

施設内及び敷地内におけるはり紙、看板等の表示又は掲出は、事前に本市と協議の上行ってください。その他の場所へのはり紙、看板等の表示又は掲出については、関係機関等に許可・承認を受けた上で使用者の責任と費用負担により関係法令等に従って行ってください。

(2) 物品等販売等

ア 施設内での物品及び飲食物（以下「物品等」という。）の販売は、事前相談の上可能とします。ただし、酒類及びたばこ、喫煙用具類、危険物、その他本市が販売に適さないと判断した商品の販売はできません。

イ 販売手数料は、徴収しません。ただし、今後の使用許可の参考とするため、売上額については、報告してください（様式任意）。

ウ 販売場所については、使用許可の範囲で行ってください。

エ 物品販売を行う場合、販売商品に起因する事故等については、本市は責任を負いませんので、使用者の責任において適正に対応してください。

(3) ケータリング対応

演者等へのケータリング対応は、楽屋でのみ行い、飲食についても楽屋でのみ行ってください。弁当等が必要な場合は、使用者の費用負担により調達してください。

なお、飲食の際は、畳等施設内を汚さないよう注意し、万一汚した場合は、即時本市に報告を行ってください。

(4) 維持管理責任

ア 翁座にごみ箱を設置し、運営により発生したごみは使用者の責任と費用負担により関係法令等に従って適切に回収、処分してください。

イ イベント運営に関する問合せ及び苦情については使用者の責任において迅速かつ丁寧に対応してください。

(5) 防犯対策

イベント運営中の防犯対策は、使用者の責任と費用負担により関係法令等に従って行ってください。

(6) 搬出入等

ア 機材、販売品、ごみ処分等の搬出入時間及び経路については、本市と事前協議の上、指示に従って行ってください。また、来館者の安全に十分配慮の上、通行の妨げにならないようにしてください。

イ 搬出入等を行うにあたり、長時間、車両を駐車する場合は、事前に本市並びに関係機関と協議を行い、承認を得た上で行ってください。

(7) 火気及びガスの使用禁止

翁座内において火気及びガスの使用は一切禁止です。ただし、館内温度が来館者の安全に支障を来すおそれがある場合は、本市と事前協議を行い、承認を得た上で使用者の責任と費用負担により暖房機器の設置を行ってください。

(8) 喫煙の禁止

建物内及び翁座敷地内は全面禁煙です。

(9) 損害賠償

使用に当たって、使用者が本市又は第三者に損害を与えたときは、全て使用者の責任でその損害を賠償していただきます。

上記のほか、使用者は、本募集要項や使用許可書に定める義務を履行しないために本市に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払っていただきます。

(10) 原状回復

使用者が使用を終了するとき又は本市が使用の許可を取り消したときは、使用者は、使用許可の範囲内又は本市が指定する期日までに自己の費用で翁座を原状に回復したうえで本市に返還してください。ただし、協議により本市が認める場合は、この限りではありません。

(11) 使用許可の取り消し

使用許可書の各条項に違反した場合及び本件募集要項に示す要件を満たさなくなった場合は、使用許可を取り消すことがあります。また、本市の指示に従わない場合は、使用許可期間中であっても、使用許可を取り消し、運営を取りやめていただくことがあります。その際に発生した全ての費用は、本市に請求しないものとします。

(12) 救護場所の確保

イベント運営中は来館者の安全を第一とし、体調不良者が発生した場合に迅速に対応できるよう、使用許可範囲内に救護場所を設置してください。

5 失格事項

応募書類提出後、次のいずれかに該当した場合は選定対象から除外します。

- (1) 「3. 応募資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 審査・選定に関して不当な要求等を申し入れた場合

- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) その他、不正・不誠実な行為があった場合

6 現地見学

本件公募に関して現地見学を希望される場合は、事前に本市へご連絡ください。

- (1) 見学時間は1使用者当たり概ね30分程度とします。
- (2) 現地見学は、応募の条件にはしておりませんが、応募を行う者は可能な限り応募前に現況及び近隣周辺環境を確認してください。その際、来館者等の迷惑にならないようご注意ください。
- (3) 現地までの移動手段は見学者ご自身で確保してください。
- (4) 応募の意思がない見学と判断した場合は入館料を徴収いたします。

7 質問の受付・回答

本件募集に関する質問等がある場合は、「質問書（様式2）」を本募集要項の1ページ目「受付場所・お問合せ先」へE-mailにて提出してください。

なお、質問書以外での質問は受け付けません。

※ E-mailを送付する際、件名に「翁座を活用したイベント企画公募（質問）」と記載してください。

- (1) 質問受付期間
令和7年4月7日（月）から令和7年4月18日（金）午後5時まで
- (2) 質問回答予定
令和7年4月25日（水）
質問に対する回答は、本市ホームページ上に掲載します。
※質問書提出者に対して直接個別の回答は行いません。

8 応募手続

- (1) 応募受付期間
令和7年4月7日（月）から令和7年5月12日（月）まで【必着】

- (2) 応募に必要な書類

※任意団体の場合は代表者個人の書類をご提出ください。

	名 称	様 式	備 考
1	応募申込書	様式3	
2	誓約書	様式4	
3	会社（団体）概要	任意様式	事業内容や実績が分かるもの。新規で立ち上げた団体については設立理念等。

※ 採択後に別途書類提出をお願いする場合があります。

(3) 応募方法

「(2)応募に必要な書類」を、「(1)応募受付期間」内に、本募集要項の1ページ目「受付場所・お問合せ先」に記載している所在地まで持参又は郵送してください（メール、FAX 不可。郵送必着）。

(4) 応募に当たっての注意事項

- ア 申込受付期間以外の日は、理由の如何を問わず、受付は行いません。
- イ 応募書類が揃っていないことが確認された場合や虚偽の記載が確認された場合、また、応募受付以降に応募資格要件を満たさないことが判明した場合は、その旨通知します。通知を受けたうえで対応ができない者は、応募を行うことができません。その通知が令和7年5月12日（月）午後5時15分までになれば、応募資格があることを承認したものとします。
- ウ 提出された「応募申込書（様式3）」の内容が本募集要項に反する場合は、受付を取り消します。
- エ 原則、応募書類の提出後は追加・修正を認めません。ただし、本市が必要と認める場合は、必要に応じて追加の書類提出又は修正を求める場合があります。
- オ 応募書類は、いかなる場合でも返却しません。
- カ 応募書類の提出後に応募を辞退する場合は、「翁座を活用したイベント企画募集辞退届（様式7）」を提出してください。
- キ 応募の取下げは、応募受付期間内に限って行うことができます。
- ク 応募書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、選定結果の公表など本市が必要と認めるときは、本市は、応募書類の内容を無償で使用させていただきます。
- ケ 応募書類は、府中市情報公開条例（平成11年9月27日条例第16号）の定めるところにより、公開される場合があります。
- コ 提出された書類だけでは応募内容が不明確な場合は個別で質問をさせていただきます。

9 審査

(1) 予定使用者の決定

予定使用者は、本市の審査により決定します。

なお、審査内容及び選定結果に関する異議については、一切応じられません。

(2) 審査結果の発表及び公表

審査結果の発表については本市ホームページで行い、イベント概要等について公表します。

10 使用許可の手続き

令和7年6月30日（月）又は使用予定日1か月前のどちらか早い日までに、応募申込書に記載された名義で、「翁座使用許可申請書（様式6）」を提出してください。本様式については審査後に予定使用者にお渡しします。

予定使用者として正式に決定した場合、本市より使用許可書を交付します。

11 予定使用者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、予定使用者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手續に応じなかった場合
- (2) 予定使用者が「3 応募資格要件」を満たさなくなった場合
- (3) その他予定使用者が本件使用許可の相手方として不適當と認められる場合

12 その他

- (1) 応募等の手續に関する一切の費用については、使用者の負担となります。
- (2) 本募集要項に定めのない事項は、使用者と市と協議した上で、地方自治法、同施行令、府中市翁座の設置及び管理に関する条例等の関連諸法令に定めるところによって決定します。
- (3) 募集は、今後予告なしに中止する場合があります。

13 応募・問合せ先

名 称 府中市経済観光部商工観光課

所在地 〒726-8601 広島県府中市府川町 315(府中市役所 3 階)

電 話 0847-44-9154

Mail kanko@city.fuchu.hiroshima.jp

開庁日 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで

※ただし、午後0時から午後1時までを除く。

閉庁日 土曜日、日曜日、祝日

全体のスケジュール

